

高校芸術音楽科におけるポピュラー音楽を教材とした新しい歌唱授業づくり ——耳からアプローチする外国語の歌唱に着目して——

音楽教育コース 木下 愛梨

1. 論文構成

序論

- (1) 研究の背景
- (2) 研究の目的
- (3) 研究の対象と方法

第I章 現行教科書における歌唱教材

第1節 現行教科書の歌唱教材リスト

- (1) 外国語の歌
- (2) 外国語の歌
- (3) 現行教科書に見る音楽の多様な傾向

第2節 歌唱教材の時代的・言語的・表現的問題

- (1) 歌唱教材の時代的問題
- (2) 歌唱教材の言語的問題
- (3) 歌唱教材の表現的問題

第3節 外国語歌唱の学習の実際

- (1) 発音の実際
- (2) 歌詞の理解の実際

第II章 英語の歌詞による楽曲歌唱の授業づくり

第1節 授業づくりのねらい・教材と構成

- (1) 授業づくりのねらい
- (2) 模擬授業の教材と構成①

(3) 模擬授業の教材と構成②

(4) 模擬授業の教材と構成③

第2節 模擬授業の指導案と実践

- (1) 模擬授業の指導案
- (2) 模擬授業の実践
- (3) 音大生が書いたカタカナ表記

第III章 模擬授業のアンケート調査と英語以外の外国語による歌唱授業の可能性について

第1節 アンケート調査の内容、集計と分析

- (1) アンケート調査の内容
- (2) アンケート調査の集計と分析①

質問項目 1～3

- (3) アンケート調査の集計と分析②質問項目 4～6
- (4) アンケート調査の集計と分析③質問項目 7

第2節 K-POP を題材とした歌唱の授業作りの可能性

- (1) IU について
- (2) 《Blueming》を教材とした歌唱授業づくり

結論

参考文献一覧

2. 研究の目的

本研究は、高校芸術音楽科授業の歌唱活動において、世界のポピュラー音楽の楽曲を題材とした新しい授業づくりを提唱することである。多くの人は歌を聴く際、歌詞よりも、曲のテンポやリズム、メロディの動きを最初に知覚することが多い。特に歌詞が母国語ではない場合、歌詞の意味が分からずとも、曲の良さや特徴を自分なりに理解しながら聴いていることがしばしばである。このように、歌詞の意味が分からずとも曲のテンポや雰囲気を感じ取りながら音楽に親しむというスタンスから、本研究では、歌詞を歌うことを、語学的ではなく「耳から聴きとる（知覚する）」というアプローチによって行うということに着目しての授業作りに取り組んだ。

3. 論文の概要

第Ⅰ章では「現行教科書における歌唱教材」と題し、高校芸術科音楽の現在の教科書では歌唱教材としてどのような曲がとりあげられているか、日本語の曲と外国語の曲をそれぞれリスト化した。次にそれらの俯瞰から、教科書でなかなか新しい曲がとりあげられない理由について時代的、言語的、表現的の各側面から考察した。そしてさらに、教科書でとりあげられている外国語の歌唱教材における指導の手引きにふれ、外国語を歌唱する際の問題点を洗い出した。

第Ⅱ章では「英語の歌詞による楽曲歌唱の授業づくり」と題し、本研究の授業づくりのねらい、及びその教材と構成、そして指導案と模擬授業の実践について論述した。この授業作りの一番のねらいは、耳からのアプローチで外国語の歌詞を聴き取り、原曲で歌われているような発音での歌唱に近づけ、生徒たちにネイティブな発音を意識して歌唱させることである。

第Ⅲ章では「模擬授業のアンケート調査と英語以外の外国語による歌唱授業の可能性について」と題し、前半ではアンケート調査の集計と分析を行い、後半では、英語以外の外国語の歌唱についても言及すべく、K-POPを題材とした歌唱の授業作りについての可能性を論述した。

4. 考察の結果

外国語の歌詞を歌うことを、語学的ではなく「耳から聴きとる（知覚する）」というアプローチによって歌唱を行うということに着目しての授業作りを提唱することが本研究のねらいであった。その実践として行った模擬授業においては、誰もが一度は聴いたことがある英語の楽曲を題材にとりあげたことによって、生徒の「耳から発音を聴き取る」ことに対する抵抗感をなくすことができたのではないかと考える。また、聴き取ってもらう部分をあらかじめ指定し、それが比較的単純であったり、特徴的なサビの部分を中心に聴き取ってもらったりしたことによって、何度も聴きたい、リアルな発音を聴き取りたいという生徒の意欲をかき立てることができたため、目的は達成できたと考える。

今後は小・中学生の生徒といった、より低い年齢層を対象とした耳からアプローチする授業づくりについても研究を広げたい。低い年齢層の生徒でも、外国語の音楽を耳からリアルに聴き取ることの楽しさを肌で感じることは可能なのではないかと考える。音大生、高校生のみならず、小・中学校の生徒達にも、外国語に対する抵抗感を無くして、歌詞を耳から聴き取ることの大切さ、面白さを積極的に伝え、外国語の歌を身近に感じてもらうことに資する授業づくりをさらに提唱できればと考えている。

5. 参考文献

小原光一ほか 2022 『MOUSA1』 東京：教育芸術社

青山しおり 2010 『ピアノ弾き語り ビートルズ大全集【改訂版】』 東京：ソニー・ミュージックパブリッシング

指導担当教員：佐藤 昌弘

デジタル時代における音楽の著作権問題の変遷と未来展望

——変遷する価値観と国際的課題——

音楽教育コース 佐野 友香

研究の目的

本研究は、先進国と発展途上国における著作権法の相違、および両者の文化的背景の差異に着目し、音楽の文化的価値と著作権保護の間に生じる葛藤や課題を明らかにすることを目的とする。特に、伝統音楽や文化遺産の保護と著作権法の整合性に焦点を当て、文化的多様性を尊重しつつ、公平な権利保護を実現する方策を探求する。最終的には、音楽の文化的意義を損なうことなく著作権保護を強化し、文化的側面と法的枠組みの均衡を図るための具体的な手法を提示することを目指す。

研究の結果

本研究は、デジタル技術の発展に伴い複雑化する音楽著作権の問題について、歴史的背景の整理とともに、先進国と発展途上国における法制度の相違、文化的要因による影響、そして今後の展望を明らかにし、特に、音楽の文化的価値と著作権保護の間に生じる葛藤に着目することで、国際的な視点からその解決策を探求した。

第 I 章では、ナップスター事件およびソリバダ事件を取り上げ、デジタル技術の急速な進化が音楽業界と著作権法に及ぼした影響を考察した。ナップスター事件は、P2P（ピア・ツー・ピア）技術を利用した音楽共有の広がりによって著作権侵害が多発し、音楽業界に大きな損害を与えた事例である。一方、ソリバダ事件では、韓国において類似のサービスが著作権法違反として摘発され、最終的に有料サービスへの移行を余儀なくされた。これらの事例は、違法な音楽共有が新たなビジネスモデルの発展を促す一方で、著作権保護の在り方が技術革新に適應できていなかったことを示している。

第 II 章では、アメリカ、日本、中国の著作権法の歴史と法的枠組みを比較し、それぞれの国が直面する課題を整理した。アメリカは 1976 年の著作権法を基礎に、デジタルミレニアム著作権法 (DMCA) を制定し、違法コピーやオンライン著作権侵害に対する対応を強化してきた。一方、日本では著作権法の改正を繰り返しながら、違法ダウンロードの刑事罰化やストリーミング配信における権利処理の適正化を進めている。中国においては、著作権法が発展途上にあるものの、海賊版の流通や違法配信が依然として課題として残る。これらの比較分析を通じて、各国の文化的背景が著作権保護の方針に影響を与えていることが明らかになった。

第 III 章では、日本人および中国人を対象としたアンケート調査とインタビューを実施し、両国における著作権意識の違いや共通点を分析した。調査の結果、日本では音楽の違法ダウンロードに対する意識が比較的高い一方で、著作権の詳細な仕組みについては理解が浅いことが示された。一方、中国では違法コピーの利用が広く受け入れられている側面があり、その背景には著作権教育の不足や正規コンテンツの価格設定の問題があることが判明した。また、日本と中国のどちらの調査対象者からも、著作権に関する情報が一般に十分に普及していないことが課題として指摘された。

第 IV 章では、デジタル時代の新たな著作権問題として、AI 生成音楽やストリーミング配信におけ

る収益分配の不透明性について論じた。AI技術の発展により、作曲や編曲の自動生成が可能となりつつあるが、これに対する著作権の枠組みは未整備である。特に、AIが学習データとして用いる既存の楽曲がどのように扱われるべきかについては、国際的な議論が進んでいる。また、ストリーミング時代において、楽曲の再生回数に基づく収益分配モデルが、アーティストの利益と適切に連動していないことも問題視されている。これらの課題に対応するためには、法的枠組みの柔軟な進化と、各国の協力による国際的なルール整備が求められる。

本研究の結果から、今後の音楽著作権の在り方においては、文化的多様性を尊重しつつ、公平で透明性の高い市場を構築することが重要であることが示唆された。そのためには、消費者の著作権意識を向上させる教育の充実や、国際的な法整備の強化が不可欠である。また、技術の発展に応じた柔軟な著作権管理の仕組みを導入することで、創作者と消費者の双方にとって持続可能な音楽環境を実現することが求められる。

キーワード

著作権 ナップスター事件 ソリバダ著作権侵害 デジタル時代

論文構成

序論	第IV章 デジタル時代における著作権問題の総括と
(1)研究の背景 (2)研究の目的 (3)研究の対象と方法	未来展望
第I章 法的課題と過去の事例	第1節 主要な発見と議論
第1節 音楽と著作権の関係における文化的および法的課題	第2節 日本と中国における著作権意識の比較
第2節 ナップスター事件	第3節 調査結果「学生と音楽活動をしている人の意識の違い」から
第3節 ソリバダ著作権侵害	第4節 未来に向けた課題と可能性
第II章 世界の著作権法	謝辞
第1節 著作権の歴史	参考文献一覧
第2節 中国の著作権	資料
第3節 日本の著作権	
第4節 デジタル時代における著作権問題	
第III章 日本人と中国人の音楽著作権に関する意識調査	
第1節 アンケートと結果	
第2節 記述回答に見る多様な視点と具体的意見	
第3節 中国人に対するインタビュー	

主要参考文献

- 福井健策 2010 『著作権の世紀』 東京：集英社
長尾真 2015 『デジタル時代の知識創造 変容する著作権』 東京：角川学芸出版
David Kusek ; Gerd Leonhard 2005 『デジタル音楽の行方』 東京：翔泳社

指導担当教員：駒崎達也